

2020年4月1日施行 意匠法改正のポイントと対応策

難易度
中級

～改正意匠法をどのようにビジネスに活かすか?～

2020年3月6日(金) 10:00～17:00

講師 青木 博通 氏 コアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆改正意匠法が2020年4月1日より、いよいよ施行されます。
- ◆今回の改正では、物品に該当しない建築物(店舗、ビル、橋)やクラウド上の画像デザインに保護対象が拡大され、建築物の内装も登録できるようになります。
- ◆建築物、画像および物品の意匠からなる組物も認められ、組物の部分意匠も認められます。
- ◆関連意匠も本意匠の出願日から10年間出願することができ(世界初の制度)、関連意匠の無限連鎖も認められ、デザインによるブランド構築が容易となりました。
- ◆意匠権の存続期間も出願日から25年に延長され、間接侵害、損害賠償の規定の見直しもなされ、意匠権がパワフルになっております。
- ◆改正意匠法の条文に即して、改訂意匠審査基準、具体例を交えながら、明快に分かりやすく、意匠法改正のポイント・リスクと対応策・活用方法を解説して頂きます。
- ◆今までに受けた改正意匠法に関するご質問も最後にまとめとして解説することにより、改正意匠法の内容を深く理解することができます。

【解説内容】

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| I 意匠法改正の狙い | (3) 手続救済規定の拡充 |
| II 意匠法改正のポイントとリスク | III 改正されなかった条文との関係 |
| 1. 建築物、内装の意匠 | III 意匠審査基準改訂のポイントとリスク |
| 2. クラウド上の画像デザインの意匠 | IV 意匠法改正と対応策・活用法 |
| 3. 関連意匠の10年後だし | 1. 意匠調査対策(秘密意匠と関連意匠) |
| 4. 建築物、画像、物品の組物の意匠 | 2. 出願対策(出願のバリエーション、誰が出願するか) |
| 5. 創作非容易性の水準の引き上げ | 3. 中間処理対策(意匠の類否、機能性) |
| 6. 機能的意匠の保護除外 | 4. 意匠権侵害対策(攻めと守り) |
| 7. 意匠権の存続期間の延長(20年→25年) | V 外国における建築物、内装、画像デザインの事例 |
| 8. 間接侵害規定の拡充 | VI 業界の動向(フランチャイズ、製造業、サービス業) |
| 9. 損害賠償額算定基準の見直し | VII 他の法律による保護との関係 |
| 10. その他 | VIII Q&Aによるまとめ |
| (1) 複数意匠一括出願 | 資料: 改正意匠法の条文(横書) |
| (2) 物品区分の取り扱いの見直し | |

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円 (※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)